

優良自動車運転者（20年以上）の審査基準

1 基本的考え方

- (1) 長野県交通安全運動推進本部顕彰規程別表の1の顕彰基準に基づくが、業務として20年以上無事故無違反であるだけでなく、顕彰の基準(1)、(2)の要件をすべて満たすことが必要となる。
- (2) 「顕彰候補者推薦書」の具体的に交通安全活動を行なっている内容や、模範的な活動事項が審査の基準となる。

2 具体的事例

(顕彰推薦書の「人格円満で他の自動車運転者の模範と認められる具体的事項」欄の記述)

○ 過去の表彰例から

例1

- ・ 長年にわたって△△会社のタクシーの運転業務に携わり、〇〇年以上無事故無違反で安全運転を続けている。
- ・ 長年の自身の運転経験を生かし、他の乗務員をまとめ、交通事故防止、お客様へのサービス向上のための指導を行なっている。
- ・ 真面目で温厚な性格であり、会社においても、お客様からも厚い信頼を得ている。
- ・ 季別の交通安全運動期間中には、休日や早朝にも率先して地域の交通安全運動に参加しており、住民からも感謝されている。

例2

- ・ △△氏は〇〇会社に昭和△△年に入社以来〇〇年の長きにわたり、配送業務に携わっており、その間無事故、無違反の運転を実践されてきた。
- ・ 交通安全については、特に関心が深く、人格円満で温厚な性格により、常に従業員の模範となり、他の従業員の指導や、相談役として会社の交通事故防止に貢献してきている。
- ・ 地域においても、自身の経験を生かし、交通安全活動のアドバイスをを行い信頼も厚い。

交通安全功労個人の審査基準

1 基本的考え方

- (1) 長野県交通安全運動推進本部顕彰規程別表の2の顕彰基準に基づくが、役職に伴う仕事のみの実績だけでなく、個人としての具体的な活動内容が基準となる。
- (2) 別表の2中「長年にわたって労務を提供」とは、10年以上とする。
- (3) 運転免許を有する者については、原則として過去5年間無事故無違反であること。

2 具体的事例

(顕彰推薦書の「交通安全に功労があったと認められる具体的事項」欄の記述)

○下記記述例は、役職に伴う仕事に関する記述であり、表彰対象にはできない。

例1

○○年△月
□□□□□□□□□□協会◇◇◇◇◇支部理事に就任
○○年△月
□□□□□□□□□□協会◇◇◇◇◇支部長に就任
□□協会○○支部長として、組織の円滑な運営と事業の推進に多大な貢献をしている。

○例2～4 は具体的な記述となっており、表彰対象になる。

例2 ○○年から、居住地に所在する△△小学校に働きかけて、同校に自転車クラブを発足させ、以来毎年交通安全子供自転車大会に参加させる等、同校生徒に対し積極的な交通安全指導を実施し、学童の交通安全事故防止に尽力している。

例3 自転車業を営む傍ら、小学校児童の自転車整備をボランティアで20数年にわたり行ってきました。交通安全教室へも参加され、正しい自転車の乗り方などを指導する等、交通安全に対して意欲的かつ持続的に活動している。

例4 広報用立看板の作成

スピード抑制、シートベルト着用、無灯火自転車への警告等々、手作りの立看板を町内へ掲出広報を継続したところ、形状や内容がユニークであると新聞に報道され、更に広報効果を高めた。

交通安全功労団体（学校・企業）の審査基準

1 基本的考え方

交通安全活動が当該学校内、企業内のみにとどまらず、地域住民と一体となって行う等地域に密着した活動と認められ、かつ、その活動が今後とも地域に波及、拡大することが見込まれるもの、又は、これに準ずるものとする。

2 過去の受賞例から

(1) 学校関係

ア 団体の区分は、原則として「児童生徒」「教職員」「PTA」は別団体として取り扱うものとする。ただし、功労（活動）内容が各団体間にまたがるもの、又は、密接な関連があると認められる場合はその内容により判断する。

イ 児童の大部分（概ね80%）が当該活動に参加していると認められる場合。

ウ 一部児童で構成されているクラブであっても、当該クラブ員が他の児童、又は地域住民等に積極的に働き掛ける等、相当の効果がみられること。又は、県（全国）レベルの大会で顕著な成績を収めた場合。（例 自転車クラブ）

エ 年間を通じた活動であること。

オ 交通安全諸活動を行った結果、事故ゼロ1000日を達成し、継続中の場合。

カ 上記オの例等で、最初の受賞時の児童・生徒が在籍している場合は非該当とする。（事故ゼロ日数が2000日以上継続した場合）

キ ユニークな活動を行っており、他の模範となる場合。

(2) 企業関係

ア 社外における交通安全諸活動、地域と連携した交通安全活動を積極的に行っていること。
なお、次のような例は非該当とする。

・企業PRが著しいと認められる場合（啓発用看板等への企業名記載の占める割合が高い場合）

・交通安全施設、看板等の設置が会社の出入口等専ら当該会社の従業員を対象としたものと認められる場合。

イ 年間を通じた活動であること。

ウ 活動歴が概ね3年以上であると認められる場合。

3 その他

上記以外の例については、その都度内容を検討し決定する。

別表

顕彰の種類	顕彰の基準	顕彰の方法
1 優良自動車運転者	長野県内において、業務として現に自動車の運転に従事し、次に掲げる要件をすべて満たす者。 (1) 交通安全の推進に寄与したと認められること。 (2) 人格円満、自動車運転者の模範認められること。 (3) 業務として運転に従事した期間が20年以上、かつ、過去20年間無事故無違反の者。	賞状の授与
2 交通安全の推進に功労のあったもの	次の各号の要件のいずれかに該当する個人であって、交通安全の推進に功労があり、自己の責による交通事故や違反等がなく、人格円満で他の模範と認められる者。 (1) 長年にわたって労務を提供したと認められること。 (2) 自己の財産を提供したと認められること。 (3) 交通事故防止に効果的な方策を案出したと認められること。	賞状の授与
	次の各号のいずれかに該当する団体であって、交通安全の推進に功労があり他の模範と認められるもの。 (1) 学校児童会、学校生徒会及び学生自治会 (2) 婦人会、青年団及びPTA (3) 町内会及び自治会 (4) 官公署、会社、商店及び他の事業所 (5) 地域における交通安全活動団体 (6) その他	賞状の授与